

# 小地域ネットワーク事業のしおり

社会福祉法人 安平町社会福祉協議会



この事業には赤い羽根共同募金の助成金が活用されています。

# 目 次

1. 小地域ネットワーク事業について .....	2
(1) 目的 .....	2
(2) 実施主体 .....	2
(3) 小地域ネットワーク事業交付金 .....	2
(4) 保険 .....	3
(5) その他 .....	3
2. 福祉協力員について .....	4
(1) 福祉協力員の位置づけ .....	4
(2) 福祉協力員の役割 .....	4
1) 基本的な役割 .....	4
2) 地域の実情により行っていただくこと .....	5
3. 活動の例示 .....	7
4. 社協事業の活用について .....	8
5. 資 料 .....	11
小地域ネットワーク事業実施要綱 .....	11
救急医療情報キット配付事業実施要綱 .....	15
鍵預りサービス実施要綱 .....	17
安平町地域生活支援活動推進事業 .....	19
新聞記事 .....	20

# 1. 小地域ネットワーク事業について

## (1) 目的

安平町においても、高齢化率が33%を超え、70歳以上のひとり暮らしの方がおよそ10世帯に1世帯以上の割合となるなど、何らかの支援を必要とする方が増加しています。

また、認知症の方も増加しており、徘徊などで事故が心配される例も多くなっており、地域での見守りの必要性が高まっています。

一方、かつてのような隣近所での緊密な人間関係は徐々に薄らいでいます。

このような中で、地域住民によるたすけあいの活動を活性化することにより、安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的として小地域ネットワーク事業を実施しています。

## (2) 実施主体

小地域ネットワーク事業は、社協と福祉協力員を配置した自治会・町内会が協働して実施します。

### 【社協の役割】

- ①福祉協力員の委嘱
- ②自治会町内会へ小地域ネットワーク事業交付金の交付
- ③研修の実施
- ④民生委員や関係機関との連絡調整

### 【自治会・町内会の役割】

- ①福祉協力員の推薦
- ②要援護者等の把握
- ③可能な範囲での福祉事業の実施

## (3) 小地域ネットワーク事業交付金

小地域ネットワーク事業実施要綱に基づき、地域の福祉事業を実施する自治会・町内会に対し、次の通り交付金を交付します。

( 交付金の計算方法 )

	基本額	世帯割	高齢者割
交付金額	= 10,000 円	+ @150 円×世帯数	+ @250 円×高齢者数

※世帯数は、前年度の社協会員数とします。

※高齢者数は、4月1日現在の75歳以上の人数とします。(事業の対象を75歳以上に限定しているものではありません。)



### 赤い羽根共同募金が使われています。

交付金の約30%は、赤い羽根共同募金からの助成金が充てられています。事業実施の際には、赤い羽根共同募金が使われていることを説明するなど、赤い羽根共同募金のPRにご協力ください。

## (4) 保険

自治会・町内会長と福祉協力員は、「ボランティア活動保険」に加入しています。

### 【保障内容】

- ・通院日額 6,000 円
- ・入院日額 10,000 円
- ・死亡後遺障害 1,800 万円
- ・賠償責任保険金 5 億円 (限度)

### 【加入対象】

- ・福祉協力員、自治会・町内会長 (社協負担で保険に加入しています)
- ・上記以外の方も無償でボランティア活動を行う場合は加入できます。加入条件などは社協へお問い合わせください。(年間掛金 300 円～)

### 【保険金の請求】

- ・事故が発生した場合は、速やかに社協へ連絡してください。
- ・車の運転中の事故は、ボランティア個人の怪我のみ保障の対象となります。車の修理代、賠償金は対象外となっていますのでご注意ください。
- ・チェーンソーを使う作業など危険を伴う特殊な作業は保障の対象外です。

## (5) その他

- ・交付金申請書や車両貸出申請書などは社協のホームページからダウンロードできます。
- ・その他、研修情報等もホームページ上でお知らせしますのでご利用ください。

安平町社会福祉協議会

検索



## 2. 福祉協力員について

### (1) 福祉協力員の位置づけ

- ①委嘱 法律や条例に基づく制度ではありません。  
自治会・町内会長から推薦していただき、社会福祉協議会の会長が委嘱します。
- ②任期 任期は2年となっています。途中で変更する場合は、残任期間となります。
- ③人数 人数の制限はありません。地域の実情に応じて必要な人数を設定してください。
- ④資格 必要な資格は特にありませんが、個人の生活に関わることもありますので、守秘義務を守れること、特定の政党や宗教活動のために職務を利用しないこと等のルールを守れることが必要となります。
- ⑤報酬 個人に支払われる報酬はありません。地域の福祉活動を担うボランティアとしてお願いしています。

### (2) 福祉協力員の役割

#### 1) 基本的な役割

福祉協力員の活動は、地域のボランティア活動として行っていただくもので、日常生活の中で、無理なく行っていただくことを基本としています。

##### ① 安否の確認

ひとり暮らし高齢者・高齢夫婦世帯等に異変がないか、カーテンが閉まったままではないか、新聞がたまっていないかなど、見守りを行ないます。

##### ② 要援護者等の把握

認知症による徘徊がある方や災害時に支援が必要な方などについて、可能な範囲で把握に努めます。

##### ③ 社協への報告

活動の中で、問題を抱えている方に気が付いたときは、社協へ報告します。  
(日常生活上の困りごと、悪質商法・児童虐待・不審者など)

##### ④ 地域ミーティングへの出席

自治会・町内会ごとに年1回行う「地域ミーティング」に出席して頂きます。ミーティングでは、自治会・町内会長、福祉協力員、民生委員、役場職員、社協職員が集まり、地域の要援護者等について情報交換を行います。

## 2) 地域の実情により行っていただくこと

地域の自主性に基づき、必要と判断した事業を実施します。

### ① 自治会・町内会での福祉事業の実施

社協からの「小地域ネットワーク事業交付金」を活用し、地域の実情に応じ、必要な事業を行います。

### ② 「福祉連絡カード」の配布

自治会町内会長、民生委員、福祉協力員の連絡先の書いた連絡カードを配布します。用紙はA5版（21cm×14.5cm）・黄色で、役員の氏名、電話番号等を入れて社協で印刷します。



### ③ 救急医療情報キットの配布

- ひとり暮らし高齢者等に対し、救急医療情報キットを配布し、救急時の迅速かつ的確な対応につなげるとともに、身近な地域での見守り活動を促進することを目的としています。
- 救急医療情報キットは、救急時に必要な情報を書いた紙を筒に入れ、冷蔵庫に保管し、目印のステッカーを貼るものです。



救急情報			
本人について			
氏名	生年月日	性別	血液型
〒-----	西(大)昭(明)	男・女	型
電話番号	年 月 日	住所	
	救急時		
かかりつけ医療機関 (0)住所記入を必ず、最寄り医を1番優先して2番優先を優先して3番目			
病歴名	1	2	3
科目及び担当医			
所在地			
電話番号			
科 病			
医療内容			
※服用内容は薬剤情報表裏、お菓子類の押し印とを入れ、記載を全欄してもがきます。			
緊急連絡先			
氏 名	続柄	電話番号	住 所
1		自宅 携帯 留守 欠	
2		自宅 携帯 留守 欠	
指定居宅介護支援事業所 (おまっかすなごころの介護)			
事業所名	電話番号		
その他 (特定の病院にかかりたい医療機関の名称をお書きください。その連絡先も記載してください)			
同意欄			
等書の中に入っている救急情報を、救急隊及び搬送先の医療機関が、救急医療に活用することに同意します。			
本人氏名			
※新しい用紙が必要な場合は、社協(早来22-3081)または地域の福祉協力員へご連絡ください。			

#### ④鍵の預かり事業への協力

- ・ 鍵の預りを希望するひとり暮らし高齢者を対象に、鍵を預かり、24時間対応可能な町内の福祉施設に保管します。
- ・ 異変を感じた地域住民からの通報等により、社協職員等が預かったカギを使って玄関を開け、安否の確認を行います。



(鍵の保管施設)

- ・ 早来・遠浅地区～グループホームさかえ
- ・ 安平地区 ～グループホーム安平の郷
- ・ 追分地区 ～グループホームふるさとおいわけ

#### 《安否確認が必要な場合の通報先》

住民からの安否確認に関する通報先は次の通りです。

(平日・日中)

- 安平町社会福祉協議会 ☎22-3061

または

- 安平町役場  
地域包括支援センター(追分地区) ☎25-4555  
地域包括早来相談センター(早来地区) ☎22-2940

(夜間・休日)

- 安平町在宅介護支援センター ☎26-6332

#### ⑤安平町認知症高齢者等 SOS ネットへの協力

- ・ 安平町が実施している事業で、認知症高齢者等が徘徊し、行方不明となった場合、あらかじめ登録されている方の携帯電話に捜索協力依頼のメールを送るものです。
  - ・ 多くの方が、捜索に協力することで、徘徊されている方を早期に、安全に発見することを目指しています。
  - ・ 捜索は、必ず協力しなければならないものではなく、都合の付く時だけでも結構です。
  - ・ 社協から福祉協力員へ呼びかけがあった際は、ご協力をお願いします。
- ※携帯電話をお持ちで、Eメールの利用が可能な方が対象です。

#### ⑥その他

- ・ 高いところの電球の交換や重たい荷物を運ぶ、話し相手になる等、無理のない範囲でできることがあれば、支援をお願いします。
- ・ 福祉協力員だけでできる見守りや支援活動は、限界があります。自治会・町内会のみんなが「お互い様」の精神で助け合いができるようチラシなどでPRしたり、地域の方々に声かけをすることも大切な役割です。

### 3. 活動の例示

以下は、あくまで活動の例示です。それぞれの地域で必要な活動を行ってください。

#### ①声掛け訪問活動

- ・粗品などを届け、声掛けを行い、近況などの確認を行います。
- ・地域の集まりに出てこない方にも、自然に関わるきっかけにもなります。
- ・冬期間、閉じこもりがちになる高齢者の見守りにも効果的です。
- ・年末にクリスマスプレゼントやお餅を配るなど、季節の行事にあわせて実施している地域もあります。

#### ②ふれあいサロン

- ・定期的に集会所などを開放し、お茶を飲みながらお話ができる場を作ります。
- ・地域に居場所ができることで、生き生きとされる高齢者も多くいます。
- ・住民の交流も増え、地域の活性化にもつながります。
- ・町内4つの自治会・町内会でサロン活動が行われています。

#### ③ふれあい昼食会

- ・年に1回程度、食事をとりながら、レクリエーションや出し物等で楽しみます。
- ・遊具の貸し出し、芸能ボランティア等の依頼などは社協へご相談ください。

#### ④啓発活動

- ・会議や行事またはお便りなどにより、地域全体での見守りや助け合いの必要性についてPRする。
- ・福祉に関する学習会を開催する。(例：認知症について、消費者被害防止について、災害時の対応についてなど)
- ・講師の紹介・講座内容については社協へご相談ください。





## 4. 社協事業の活用について

社協では、地域での活動を支援するため、各種事業を実施しています。

### ①車両の貸出

自治会・町内会の行事等に使用する場合、無料で貸出します。車の貸出は事前の予約が必要になります。

運転手の要件（以下の要件をすべて満たす方）

- ①過去3年以内に人身事故・免停処分を受けていない
- ②26歳以上
- ③免許取得後5年以上の運転経験



キャラバン定員 10名  
車いすリフト付 本所保管



ステップワゴン定員 8名  
追分支所保管



ワゴンR 定員 3名  
車イス移送車 本所保管

### ②行事用遊具の貸出

フロアカーリング



ビンゴゲーム機



百人一首



ボーリング



綿あめ機



思い出カルタ



スロットボール



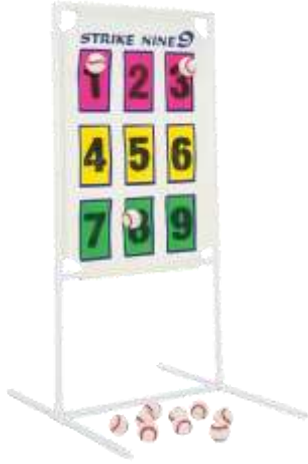
ポップコーン機



台風ドカン



ストライクナイン



輪投げ



千本つり大会



バスケットボールビンゴ



チャレンジサッカーゴール



ルーレットゴルフ



レクリエーション参考図書



### ③ふまねっとサポーター派遣事業

- ・ふまねっと運動は、歩行機能の改善や注意力、記憶力、集中力の向上が期待できる運動です。
- ・この運動は、『あみ』をよく見て、ゆっくり一歩一歩、慎重に歩くことで効果が得られる運動です。
- ・あみを踏まないように、注意して歩くことから『ふまねっと』という名前が付けられました。



#### 【指導者の派遣について】

- ・ふまねっと運動は、一定の講習を受講した「ふまねっとサポーター」が指導を行います。(社協職員及びボランティア)
- ・ふまねっと運動の実施を希望する団体は、事前に日程等を社協と打ち合わせてください。
- ・会場は、長さ5～6m×幅4～5m程度の広さが必要です。
- ・時間は、1時間程度を目安とします。
- ・その他、詳細については、ご相談ください。

### ④車イス等の貸出

一般への貸出の他、自治会・町内会の行事等にも車イス等の各種福祉用具の貸出を行っています。



## 5. 資 料

### 安平町社会福祉協議会小地域ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第 1 条 自治会・町内会を中心とした地域福祉関係者の連携を強化し、住民参加による福祉活動を促進することにより、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」を推進することを目的とする。

(実施団体)

第 2 条 この事業は、安平町社会福祉協議会（以下「本会」という。）と福祉協力員を配置した自治会・町内会が協働して実施するものとする。

(福祉協力員の委嘱)

第 3 条 福祉協力員は、社会福祉に理解と関心のある者で、自治会長・町内会長の推薦を受けた者の中から会長が委嘱するものとする。

2 福祉協力員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない。但し補充によって就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

3 福祉協力員の配置者数は、自治会・町内会の状況に応じて配置するものとする。

(福祉協力員の役割)

第 4 条 福祉協力員は、自治会・町内会の要援護者等の実態を把握し、必要に応じて見守りや声かけ、支援活動等を行うものとする。

2 福祉協力員は、自治会・町内会、民生委員児童委員、行政、本会等と連携して業務に当たるものとする。

3 福祉協力員は、支援を要する者を発見した場合は、本会へ報告するものとする。

(交付金)

第 5 条 本会は、小地域ネットワーク事業に要する費用を自治会町内会に交付することができる。

2 自治会町内会は様式第 1 号により交付金を申請するものとし、年度内において別表 1 に定める金額により積算した額を上限として、一括または分割して申請できるものとする。

3 交付金を受けた自治会町内会は事業完了後、1 カ月以内に様式第 2 号により本会へ実績報告するものとする。

(守秘義務)

第 6 条 この活動を通じ知り得た個人情報、緊急及び止むを得ない場合を除き、外部に提供してはならない。

(保険の加入)

第 7 条 福祉協力員、関係自治会長・町内会長は、ボランティア活動保険に加入するものとし、費用は本会が負担するものとする。

2 活動中、事故が発生した場合は、速やかに本会へ報告するものとする。

付則 (略)

別表 1

区分	金 額	
基本額	1団体	10,000 円
世帯割	1世帯(前年度の社協会費の納入世帯)につき	150 円
高齢者割	75 歳以上(当該年度の 4 月 1 日現在)の高齢者 1 名につき	250 円

※交付金は基本額、世帯割、高齢者割を合計した額とする。

## 小地域ネットワーク事業交付金の取り扱いについて

### ○交付金について

- ・この交付金は自治会・町内会に対して交付するものです。

### ○交付金の使途

- ・交付金は、自治会・町内会の福祉活動のために使用してください。
- ・役員会などの飲食費や個人への報酬等には使用しないでください。(ガソリン代、電話代などの実費やお茶代などの会議費への使用は可能です。)
- ・高齢者等を対象としたサロン活動や交流会などの飲食費への使用は可能です。
- ・敬老会など、他の助成金を使った事業について、その助成金で賄えない部分にこの交付金を充当することは差し支えありません。

### ○交付金の申請

- ・交付金の申請は、年間の事業計画に基づき、申請してください。
- ・年度途中での事業計画の変更は可能ですが、実績報告書提出時に別紙により変更内容を具体的に記載し、提出してください。
- ・交付金の上限額は、実施要綱により積算し、あらかじめ社協より通知します。

### ○交付金に残金が生じた場合

- ・自治会町内会の負担金や参加者自己負担金等他の収入を上回る残金が生じた場合は、実績報告書の提出と合わせて、交付金の残金を社協に返還してください。

### ○その他

- ・その他交付金の取り扱いについて疑義がありましたら、随時社協までお問い合わせください。

(問合せ先)

安平町社会福祉協議会

本 所 安平町早来大町 41 電話 22-3061

追分支所 安平町追分中央 1-40 電話 25-2263

(様式第1号)

# 小地域ネットワーク事業交付金交付申請書

平成 年 月 日

安平町社会福祉協議会会長 様

申請者 団体名 \_\_\_\_\_

会 長 \_\_\_\_\_ 印

下記の活動に関し、交付金の交付を受けたいので申請します。

## 1. 事業計画

--

2. 活動期日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 交付金申請額 \_\_\_\_\_円

## 4. 予算書

[収入の部]

科 目	金 額	備 考
小地域ネットワーク事業交付金		
自治会・町内会負担金		
その他の収入		
合 計		

[支出の部]

科 目	金 額	備 考
合 計		

(受取方法) ※いずれかに○をつけてください

( ) 窓口での現金受取 (本所・追分支所)

( ) 振 込

・金融機関名 \_\_\_\_\_ ・支店名 \_\_\_\_\_ 支店 ・口座番号 \_\_\_\_\_

・口座名義 \_\_\_\_\_

※5万円未満の場合は、原則、窓口でお受け取りください。(特に振込を希望される場合はご相談ください)

※記入欄が不足する場合は、適宜様式を変更して記載してください。

(様式第2号)

# 小地域ネットワーク事業交付金実績報告書

平成 年 月 日

安平町社会福祉協議会会長 様

申請者 団体名 \_\_\_\_\_

会 長 \_\_\_\_\_ 印

事業が完了したので下記の通り報告します。

## 1. 事業の実施状況

--

## 2. 決算書

[収入の部]

科 目	金 額	備 考
小地域ネットワーク事業交付金		
自治会・町内会負担金		
その他の収入		
合 計		

[支出の部]

科 目	金 額	備 考
合 計		

## 3. 精算額 \_\_\_\_\_円 (交付金返還額)

- ※事業完了後は、1カ月以内に実績報告書(様式第2号)を提出してください。
- ※記入欄が不足する場合は、適宜様式を変更して記載してください。
- ※活動の様子を写した写真、資料等がありましたら添付してください。
- ※領収書の写しを添付してください。

# 安平町社会福祉協議会救急医療情報キット配付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等に対し、救急医療情報キット（以下「キット」という。）を配布することにより、救急時の迅速かつ的確な対応につなげるとともに、身近な地域での見守り活動を促進し、小地域ネットワーク機能の強化を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(協力団体)

第2条 この事業は、安平町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とこの事業に賛同する自治会、町内会、民生委員協議会（以下「協力団体」という。）の協力により実施するものとする。

(キットの内容)

第3条 配付するキットの内容は、次のとおりとする。

- (1) 保管容器
- (2) 救急医療情報シート
- (3) 保管場所明示ステッカー（マグネット1枚・シール1枚）

(配付対象者)

第4条 この事業の対象者は、町内に居住し次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上でひとり暮らしの者
- (2) 65歳以上の者のみの世帯で本会が必要と認めた者
- (3) 前各号に準ずる者で本会が必要と認めた者

(費用負担)

第5条 キットは、無償で配付するものとする。

(申込み)

第6条 この事業の利用を希望する者は、様式第1号により本会へ直接、または協力団体を通じて申し込むものとする。

(配布)

第7条 キットの配布は、原則1世帯につき1セットとする。ただし、1世帯に複数の利用者がいる場合は、救急医療情報シートのみ利用者の人数分配布するものとする。

- 2 キットの配布は、本会または協力団体が行う。
- 3 情報キットを紛失、破損、その他使用することができなくなったときは、利用者の申し出により再度配布できるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。



# 救急情報

平成 年 月 日  
作成  
平成 年 月 日  
変更

## 本人について

氏名 フリガナ	生年月日 (明・大・昭・平)	性別 男・女	血液型
電話番号	年 月 日	住所	※熱帯番号まで記載してください。
		安平町	

## かかりつけ医療機関 (3箇所記入できますが、身体状況をよく把握している医療機関を優先してください)

①	②	③
病院名		
科目及び担当医		
所在地		
電話番号		
持病		
服薬内容		

※服薬内容は調剤情報提供書、お薬手帳の写しなどを入れ、記載を省略してかまいません。

## 緊急連絡先

氏名	続柄	電話番号	住所
①	自宅・携帯 勤務・店		
②	自宅・携帯 勤務・店		

## 指定居宅介護支援事業所 (担当ケアマネジャーの所属先)

事業所名	電話番号
------	------

その他 (アレルギーや特定の菌にアレルギーがある、救急隊員へ伝えておきたいこと等、緊急時に役立つと思われること)

--

## 同意欄

吾等の中に入っている救急情報を、救急隊及び搬送先の医療機関が、救急医療に活用することに同意します。
本人氏名 _____ ※代筆の場合は、本人の印鑑を押印してください。

※新しい用紙が必要な場合は、社協(早来 22-3061・通分 25-2263)または地域の福祉協力員へご連絡ください。

様式第1号 (第6条関係)

# 救急医療情報キット利用申込書

医療救急情報キットの利用を申し込みます。

また、申込みにあたり下記の事項について承諾します。

## (承諾事項)

- ①保管場所明示ステッカーが貼られているときは、本人又は同居人の同意を得ることなく保管場所から情報キットを取り出し、活用する場合があります。
- ②救急活動によっては、情報キットが活用されない場合があります。
- ③かかりつけの医療機関があっても、他の医療機関に救急搬送される場合があります。また、救急隊員への伝言が記載されていても、その内容どおりに実行されない場合があります。
- ④かかりつけ医や緊急連絡先などに変更があった時は、必ず内容を書き換えてください。
- ⑤申込書に記載した内容は、救急連絡体制整備のため、自治会、町内会、民生委員、安平町役場に情報提供する場合があります。

安平町社会福祉協議会会長 様

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 歳)  
※代筆の場合は、本人の印鑑を押印してください。

住所 安平町 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

# 安平町社会福祉協議会鍵預かりサービス実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、単身世帯の高齢者等の自宅の鍵を預かり、地域住民、福祉サービス事業者、行政との連携により利用者の見守りを行うこと及び緊急時に家屋内に入り、安否を確認すること(以下「鍵預りサービス」と言う。)により、孤独死等の不幸な事故を未然に防止することを目的とする。

## (対象者)

第2条 鍵預りサービスの対象者は、原則として町内に居住する65歳以上の単身世帯の者とする。

## (協力施設)

第3条 安平町社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、町内に事業所を有する社会福祉施設等で、次の各号の業務に協力する施設(以下「協力施設」という。)と、協定を締結するものとする。

- (1) 鍵の保管
- (2) 24時間の鍵の受け渡しの対応

## (協力機関)

第4条 本会は、次の各号の機関のうち、次項に規定する業務に協力する機関(以下「協力機関」という。)と、協定を締結するものとする。

- (1) 安平町役場
  - (2) 町内の介護保険事業所
- 2 協力機関の業務は次の各号とする。
- (1) 協力施設での鍵の受け取り
  - (2) 鍵の使用による利用者の家屋内への立ち入り及び安否の確認
  - (3) 安否の確認後の連絡対応

## (鍵の預り)

第5条 本会は、利用者から自宅の鍵を預かり、第3条に規定する協力施設において保管するものとする。

## (鍵の使用)

第6条 次の各号のいずれかに該当し、本会又は第4条に規定する協力機関が安否の確認が必要と判断した場合は、鍵を使用し、家屋に立ち入ることができる。

- (1) ポスト等に新聞、郵便物等がたまっている場合
  - (2) 照明やカーテン等の状況から緊急事態が予想される場合
  - (3) 近隣住民の情報等から緊急事態が予想される場合
  - (4) その他、本会及び協力機関が特に安否の確認をする必要があると判断した場合
- 2 本会及び協力機関は、前項により鍵を使用するときは、外出している可能性について把握するよう努めなければならない。
- 3 家屋内に立ち入る場合は、2名以上の者で立ち入るものとする。
- 4 協力機関が鍵を使用し、家屋内に立ち入った場合は、速やかに本会に報告するものとする。

## (利用決定)

第7条 鍵預りサービスの利用を希望する者は、「鍵預りサービス利用申込書(様式第1号)」により本会に申し込むものとする。

2 本会は、鍵預りサービスの利用を決定し、鍵を預かった場合は、「鍵預りサービス鍵預り証(様式第2号)」を交付するものとする。

## (利用料)

第8条 鍵預りサービスの利用料は、無料とする。

## (情報提供)

第9条 本会は、利用者の同意を得て、利用者の住所、氏名、年齢について、協力施設及び協力機関、警察、消防、居住する地域の自治会・町内会、民生委員、福祉協力員に情報提供するものとする。

## (解約)

第10条 鍵預りサービスの解約を希望する利用者は、「鍵預りサービス解約申出書(様式第3号)」により本会に申し出るものとする。

2 利用者が死亡した場合、または町外へ転居した場合は、解約されたものとする。

## (事故の免責)

第11条 鍵預りサービスの実施に伴い、本会及び協力施設の過失により、本会が損害賠償責任を負った場合は、本会及び協力施設が加入している損害賠償責任保険の保険金給付額の範囲内で補償する。

## (補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

# 鍵預りサービス利用申込書

社会福祉法人 安平町社会福祉協議会会長 様

下記の通り鍵預りサービスの利用を申込みます。  
また、裏面の同意事項について、すべて同意します。

申込者	氏名	印	生年月日	(M・T・S)
	住所	安平町		
(鍵番号)	電話 (自宅)	(携帯)		
	(メーカー)			
	氏名	(続柄)		
緊急時連絡先	第1連絡先	氏名	(続柄)	
		電話 (自宅)	(携帯)	
		住所		
利用介護サービス	第2連絡先	氏名	(続柄)	
		電話 (自宅)	(携帯)	
		住所		
利用介護サービス	ケアマネ			
	訪問介護			
	通所介護			
	その他			
解錠時の鍵の返却先(本人が受取できない場合)				
<input type="checkbox"/> 緊急連絡先に準ずる <input type="checkbox"/> その他( )				

(事務局記載欄)

(利用可否) 可・否	(保管施設)		
会長	事務局長	専門員	主任 係 係 係
			合議

(裏面)

(同意事項)

## 1. 個人情報外部提供に関する同意事項

緊急時の鍵の活用及び日常の見守り活動のため、次の関係機関に、申込者の「住所」・「氏名」・「年齢」の情報を提供すること。

(個人情報の提供先機関)

- ・鍵を保管する施設
- ・役場、町内の介護保険サービス事業所(訪問介護・通所介護・ケアマネージャー等)
- ・警察、消防
- ・お住まいの地域の自治会町内会及び福祉協力員
- ・安平町民生委員協議会

## 2. 鍵を使用して家屋内に立ち入ることに関する同意事項

- ・社協又は協力機関(役場、福祉サービス事業所)が、緊急時と判断した場合、鍵を使用して家屋内に立ち入ること。
- ・緊急時と判断して、家屋内に立ち入ったが、緊急時ではなかった場合もあること。
- ・現場の判断により、鍵を活用せず、窓ガラス等を損壊して立ち入る場合があること。

(緊急時の判断の目安)

- ・ポストに新聞や郵便物がたまっている。
- ・部屋の照明が昼間に点いたままになっている。
- ・部屋の照明が夜間になっても点かない。
- ・テレビの音が聞こえるが、居住者の声や姿を見かけない。
- ・助けを呼ぶ声が聞こえた。
- ・福祉サービス利用時に、応答がない。(ヘルパー訪問や通所介護の迎えなど)
- ・遠方に住む親族等から緊急の安否確認の要請があった。

※上記のような状況があり、外部からの呼びかけに気づかず、緊急時連絡先に連絡しても確認が取れない場合に鍵を使用して、家屋内に立ち入ります。

※家屋内に立ち入る際は、2人以上で立ち入ります。

## 3. 免責に関する同意事項

- ・緊急時、安否確認のために、利用者宅の器物(ドアチェーン、窓ガラス等)を破損した場合は、本会及び協力機関は、損害賠償の責めを負いません。

## 参考資料 (安平町の交付金)

### 安平町地域生活支援活動推進事業

- 趣 旨 高齢者の自立を図り、高齢者が住み慣れた家で人々に囲まれながら健康で安心して生活できるまちづくり運動を地域団体と進めるため。
- 対象団体 自治会・町内会・老人クラブ・ボランティア団体等
- 申請窓口 安平町役場健康福祉課
- 交付金一覧

大区分	中区分	細区分	交付金額	
1 交流・訪問健康事業	(1) 交流・訪問	ア 敬老会の開催 (1回に限り)	団体割 20,000 円 人数割 2,000 円	
		イ 友愛訪問の実施 (1回に限り)	団体割 10,000 円 人数割 1,500 円	
	(2) 健康・交流	ア 地域でのパークゴルフの実施	1年間につき 団体割 50,000 円	
		イ 地域でのゲートボールの実施		
		ウ お年寄りと子どものつどいの実施		
		エ 地域での景観づくり運動		
	2 住民福祉活動事業	(1) 在宅福祉サービス	ア 毎日定期的に訪問する友だち訪問活動	1年間につき 団体割 50,000 円
			イ ひとり暮らし高齢者宅の除排雪活動	
ウ ふれあい昼食会				
(2) ネットワーク		ア 緊急時の連絡網づくり	1年間につき 団体割 50,000 円	
		イ 町内会たすけあいチームづくり		
(3) ボランティア調査		ア ボランティア教室介護教室の開催	1年間につき 団体割 50,000 円	
		イ ひとり暮らし高齢者のマップづくり		
3 見守り・啓発交流事業		(1) 交流	ア ひとり暮らし高齢者との会食会及び茶話会	1年間につき 団体割 50,000 円
			イ ひとり暮らし高齢者との交流会の開催	
	ウ 町内会館等を利用してのふれあいサロンづくり			
	(2) 啓発	ア 地域での健康教室及び栄養・料理教室	1年間につき 団体割 50,000 円	
		イ 地域ごとの福祉だよりの発行		
		ウ 地域ごとの福祉懇談会及び福祉勉強会の開催		

# 顔を合わせる語りの場

## 安平町社協「小地域ネットワーク事業」

### 自治会 町内会 福祉環境充実目指す

安平町社会福祉協議会は、町内の自治会・町内会を主体とした福祉環境の充実を目指している。「小地域ネットワーク事業」と呼び、地域単位で関係者の話し合いの場をつくり、地域活動の支援も展開。課題の共有ができたことで、意義深い地域活動を拾い上げ、全町的な取り組みに発展したケースも。人口に占める65歳以上の割合が30%を超える中、身近な人たちの自主的な取り組みの重要性は今後も増していくとみている。



小地域ネットワーク事業は、福祉協力員を配置した自治会・町内会にその地域の総世帯数や75歳以上の割合に応じ、町社協が活動資金を交付し、地域福祉を支える試み。福祉協力員は、自治会町内会長の推薦で町社協会長の委嘱を受けた人材で、見守りや声掛け、各種の支援活動にボランティアでかかわっている。さらに活動の活性化を狙い、2010年から地域ネットワーク事業として普及に取り組み「救急医療情報キット」一式

例えば、医療情報、緊急時の連絡先などを書いた書類を筒に入れ、冷蔵庫に保管して方が一に備

える活動も、町内の自治会で取り組むところが出てきて、住民の反応が良かったことが報告され、関心が広がった。そこで、地域別々に進めて消防署などの関係機関を混乱させないために、社協が主導し、書式や容器を統一して「救急医療情報キット」という形で昨年5月から無料配布を始めた。当初見込んだ高齢の単身世帯だけでなく、夫婦世帯や障害者のいる世帯などの利用もあり、現在417人が登録する。安平町の高齢化率は1月末現在、32・52%。旧町単位で見ると、旧早来町で30・16%、旧追分町では35・84%に上る。今ところ、高齢者福祉につながる活動が目立つものの、社協としては子育て支援や障害者福祉、防災活動など、まだ埋もれている課題の存在も認められる。「地域が主体的に動けるよう、情報提供や活動の支援などにより一層力を入れたい」としている。

## 死後 発見まで1週間超

# 「介護」利用前の世代多く

道内で昨年、自宅で死亡し発見されるまで1週間以上かかったケースが48人になり、このうち65歳未満が48%を占めていることが、道が初めて行った調査で分かった。道は、定期的な訪問などがある介護サービス利用前の世代に発生しやすい傾向が浮き彫りになったとみており、関係者からは緊急時の連絡がとれる体制づくりを求める声も出ている。

道は今年、道内で「孤立死」や「孤独死」が相次いでいることを受け、「自宅で死亡し発見されるまで1週間以上かかった」との条件で、道内全市町村に事例を照会した。このうち札幌市と函館市は、道が設定した条件で集計はしていないと回答せず、残る177

市町村から回答があった。道の条件に該当したケースは21市町村で計48人。男性35人で女性13人だった。世代別では60代が27人と最も多く、このうち64歳以下が17人、65歳以上が10人。次いで70代が12人、50代が6人などだった。道保健福祉部福祉支援課の梅井治雄課長は「通所や訪問など介護サービス利用前の世代

## 道が初調査 65歳未満48%

で、定期的に誰かと接する機会が少ない人に発生しやすい」と分析する。男性の一人暮らしは健康管理がよろそかになりがちなこと、要因として考えられるとみられる。

死亡から発見までの日数は、8日以上14日以内が20人、15日以上1カ月未満が10人、1カ月以上3カ月未満が9人だった。遺体の損傷が激しいなどで日数不明の人も9人上った。道は「発見までの期間が厳密に確認できなかった例や、医師が病死と判断し行政や警察が把握していない例も想定され、実際にはもっと多い」とみて、継続的に調査し再発防止策を探る方針だ。こうした実態について、変死などがあった際に警察の依頼で検視を行う道央の医師は「孤立死や孤独死の要因のひとつは、家族関係や近所付き合いなど人間関係の希薄さにある」と指摘。「緊急時にすぐSOSが出せる人間関係づくりや、早い段階で異変を周囲が察知し、救命につながるような支援体制が欠かせない」と訴える。

# 「社債」名義」その危ない

## 道内1~10月 被害5億1620万円

### 「振り込め」

### 最悪ペース

今年1~10月に道警が把握した振り込め詐欺の被害額は前年同期の2・7倍の約5億1620万円。年間過去最悪だった2008年の約6億1437万円に迫るペースで推移していることが4日、道警のまとめで分かった。詐欺の手法は、トラブルの解決を以て現金を要求する架空請求の被害などが急増。送金方法では郵便や宅配便のほか、手渡しで一度に多額の現金をだまし取る手口も目立っている。

振り込め詐欺の類型のうち、被害額は架空請求詐欺が最も多く前年同期3・5倍の約3億6528万円。年間で最多だった07年の約1億4490万円を大きく上回っている。息子の名前などをかたる「おれおれ詐欺」は、前年同期3・6倍の約1億2070万円。4日までに北見市の80代女性が2400万円の被害

に遭ったと北見署に届け出たほか、10月にも札幌市白石区の80代女性が1700万円をだまし取られるなど高額な被害も目立つ。架空請求詐欺では、電話で社債購入や名義貸しなどを持ち掛け、そのトラブルを解決する現金が必要として、だまし取る手口が拡大している。認知件数は既に昨年1年間の52件を上回

り、87件に達した。振り込め詐欺は例年、年末に被害が増加する傾向にあるため、道警は「トラブルの解決名目で代金を請求する電話があったら相談してほしい」と呼び掛けている。

08年の被害額は、おれおれ詐欺が約3億9222万円と多かったほか、融資を持ちかけて保証金や手数料などをだまし取る「融資保証金詐欺」が約1億4654万円に上った。

## 詐欺容疑、男4人逮捕＝ゆうパックで現金送付指示一警視庁

時事通信 平成26年11月13日(木)17時30分配信

営業実体のない会社の債権購入話を持ち掛け、北海道安平町の無職女性（ ）から現金130万円をだまし取ったとして、警視庁と北海道警の合同捜査本部は13日までに、詐欺容疑で埼玉県草加市氷川町の会社役員、山岸翼容疑者（33）ら20～30代の男4人を逮捕した。

警視庁捜査2課によると、4人はうその電話をかける「かけ子」グループ。昨年1月以降、全国で24件の詐欺事件に関与し、総額計約1億1700万円を詐取したとみられる。いずれも容疑を否認しているという。

逮捕容疑は今年9月中旬～下旬、30回以上にわたって女性宅に電話し、「債権を買えば絶対にもうかる。取引実績をつくるために130万円を送ってください」などとうそを言い、現金をだまし取った疑い。

同課によると、山岸容疑者らは女性に、現金をゆうパックでコンビニから東京都渋谷区内の私書箱に郵送するよう指示。「タオルにくるみ、衣類として送ってほしい」と告げたという。ゆうパックで現金を送ることは禁止されている。

## 特殊詐欺の発生！

【平成25年7月29日発信：苫小牧警察署】

平成25年7月16日(火)の夜に、安平町の女性に、会社員を名乗る男から「震災復興再建の社債を購入するため名義を貸して欲しい」と電話がかかってきました。依頼に応じると、後日弁護士を名乗る男から電話で「あなたの行為は名義貸しに当たり重罪です。帳簿から消すためお金を用意して欲しい」と現金を要求され、現金200万円を指定された住所に送金してしまい、お金を騙し取られました。社債購入、名義貸しは詐欺のキーワードです。すぐに警察署に相談して下さい。